

個人情報開示決定等についての審査請求に係る審査諮問書

石行管第 35号
平成29年5月24日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

平成29年1月17日付け石行管第795号で行った石狩市個人情報保護条例第18条第1項及び第2項による決定に対して審査請求がありましたので、同条例第30条第1項の規定により諮問します。

※個人情報保護等を鑑み、上記の諮問内容の詳細については公表を差し控えます。

平成29年5月24日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成29年5月24日付け石行管第35号をもって諮問のあった、個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

1 審査会の結論

審査請求人が、本人が申請した公務災害において市が実施した調査の内容（自己の個人情報を含む）について行った開示請求（以下「本件請求」という）につき、実施機関が平成29年1月17日付け石行管第795号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）は妥当である。

※個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容の詳細については公表を差し控えます。